

WWF主催 ビジネスセミナー
サプライチェーンマネジメントによる持続可能性
～マテリアルな課題としての生物多様性～

GRI G4から見る生物多様性

2014年6月23日(13:30～17:00)

場所： 秋葉原UDXギャラリー

後藤 敏彦

環境経営学会会長

NPO法人サステナビリティ日本フォーラム代表理事

生物多様性条約前文のキーワード

- ◆ 価値、生命保持の機構、主権的権利、伝統的な知識、女子の完全な参加、貧困の撲滅、人類の平和
- ◆ これから理解されることは、生物多様性条約は、単に「いきもの」を大切にしようといった上から目線の問題ではなく、南北問題、平和問題など正に人類の存続にかかわる課題を扱っている。

生態系サービス Eco-system service

生態系サービスと人間の福利の関係



矢印の色：
社会経済因子による仲介の可能性

低
中
高

矢印の幅：
生態系サービスと人間の福利との間の関連の強さ

弱
中
強

1) GRIの解説

(含む生物多様性、SCM、マテリアリティ、
ISO26000との関連性)

2) ISO26000とVCM

3) マテリアリティから 生物多様性を外すことのリスク

1) GRI

GRI : Global Reporting Initiative

- ✓ **持続可能性報告書の国際的ガイドライン**を策定・発行する国際NGO
- ✓ CERES（環境に責任を持つ経済のための連合）とUNEP（国連環境計画）が母体となり1997年に米国・ボストンで設立。2002年にオランダ・アムステルダムへ本部を移転
- ✓ 組織構成：理事会、技術諮問委員会（TAC）、ステークホルダー委員（SC）、組織会員（OS）+事務局（事務局長：エルンスト・リヒタリングン）

GRIガイドラインの発行および改訂のあゆみ

- ✓ 2000年 第1版（G1）発行
- ✓ 2002年 第2版（G2）改訂
- ✓ 2006年 第3版（G3）改訂
- ✓ 2011年 第3.1版（G3.1）改訂 → ISO26000への暫定的対応
- ✓ 2013年 第4版（G4）改訂

G4カンファレンス

- ✓ 2013年 5/22-24にアムステルダムで開催
- ✓ 世界80カ国から1,600名以上が参加
- ✓ 先進国だけでなく新興国の参加者が目立つ
- ✓ GRIガイドラインに対する高いリスペクト
- ✓ 新しい資本主義作りに参加する誇り



GRIガイドライン改訂（G3→G4）のポイント

◎ マテリアリティ報告へのシフト

1) マテリアリティに焦点を当てた情報開示

- ・ チェックボックス方式（網羅性）からマテリアリティ報告へのシフトを明示
- ・ ①マテリアリティ②バウンダリー③マネジメントアプローチを三位一体で検討
※マテリアリティを「アспект」の切り口で選定⇒「マテリアルアспект」
- ・ マテリアリティ選定プロセスの開示

2) 開示項目を拡充

- ・ ガバナンス：経営の長期的な視点でのサステナビリティへの関与を明確化
- ・ サプライチェーン：経済、環境、社会の各指標へ反映

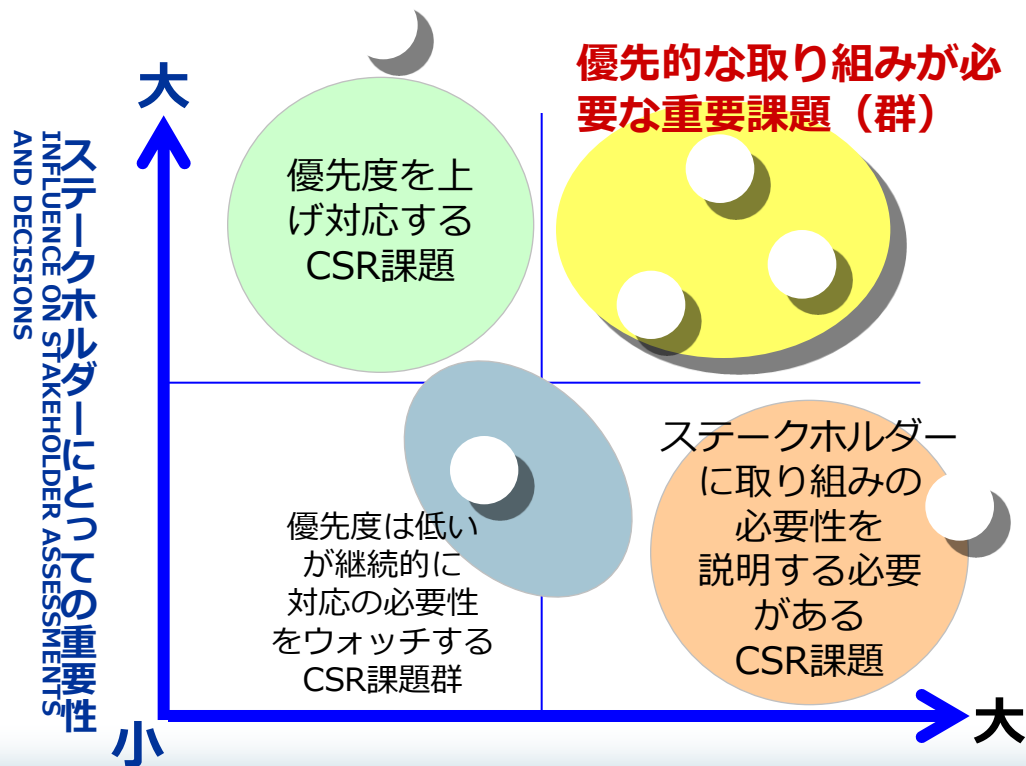
3) アプリケーションレベルを廃止

- ・ 代替として「準拠」（in accordance with）を導入
- ・ 「Core」及び「Comprehensive」の2つのレベルを設定

→経営が関与しながら、企業がより積極的な意志をもって、報告する内容を決定していくことになります

Materiality（マテリアリティ）とは何か

- ✓マテリアリティ＝サステナビリティ（sustainability context）の実現に向け、取り組むべき事項をステークホルダー（stakeholder inclusiveness）の視点を入れて選定した、**重要課題（群）**のこと



※G3の解釈よりクラン作成

自社にとっての重要性（経済・環境・社会側面）
SIGNIFICANCE OF ECONOMIC, ENVIRONMENTAL, AND SOCIAL
IMPACTS

Material Aspect（マテリアルアスペクト）とは何か

✓G4では、ガイドラインが示す46個の「Aspects」の中からマテリアリティを選定（つまりマテリアルアスペクトを選定）する方法に変更

TABLE 1: CATEGORIES AND ASPECTS IN THE GUIDELINES

Category	Economic	Environmental
Aspects	• Economic Performance • Market Presence • Indirect Economic Impacts • Procurement Practices	• Materials • Energy • Water • Biodiversity • Emissions • Effluents and Waste • Products and Services • Compliance • Transport • Overall • Supplier Environmental Assessment • Environmental Grievance Mechanisms

Category	Social			
Sub-Categories	Labor Practices and Decent Work	Human Rights	Society	Product Responsibility
Aspects	• Employment • Labor/Management Relations • Occupational Health and Safety • Training and Education • Diversity and Equal Opportunity • Equal Remuneration for Women and Men • Supplier Assessment for Labor Practices • Labor Practices Grievance Mechanisms	• Investment • Non-discrimination • Freedom of Association and Collective Bargaining • Child Labor • Forced or Compulsory Labor • Security Practices • Indigenous Rights • Assessment • Supplier Human Rights Assessment • Human Rights Grievance Mechanisms	• Local Communities • Anti-corruption • Public Policy • Anti-competitive Behavior • Compliance • Supplier Assessment for Impacts on Society • Grievance Mechanisms for Impacts on Society	• Customer Health and Safety • Product and Service Labeling • Marketing Communications • Customer Privacy • Compliance

カテゴリー	サブカテゴリー	アスペクト
環境		原材料
		エネルギー
		水
		生物多様性
		排出物
社会	労働慣行	雇用
		労使関係
		労働安全衛生
	人権	結社の自由
		児童労働
		強制労働
	社会	腐敗防止

※G4の解釈よりクリーン作成

出所：G4 Sustainability Reporting Guidelines, Part1 p.9

→選定方法が標準化され、企業のマテリアリティ選定が進むこととなります

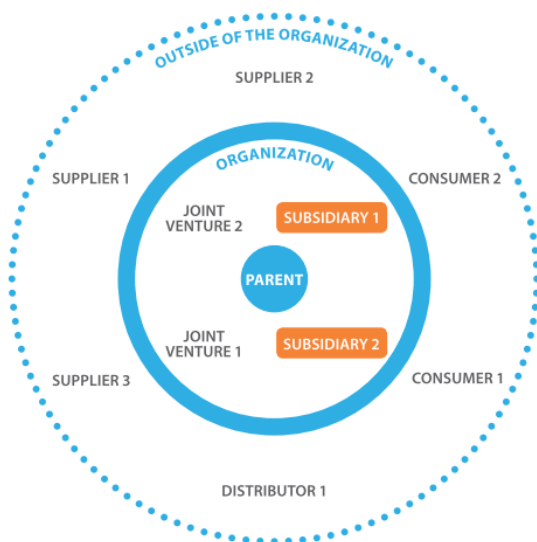
マテリアルアспектごとにバウンダリーを特定

✓マテリアルアспектごとにバウンダリーは異なる可能性がある。そのため、各マテリアルアспектに対応したバウンダリーの特定が必要

＜腐敗防止＞

組織（連結）**内**の特定の事業体に関連している事例

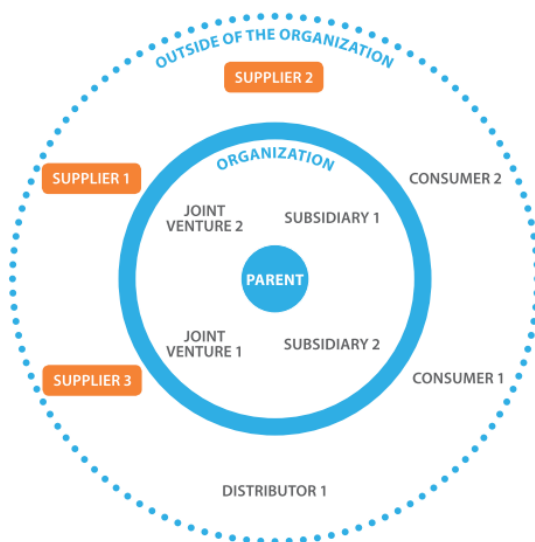
ANTI-CORRUPTION



＜児童労働＞

組織（連結）**外**の特定の事業体のみ関連している事例

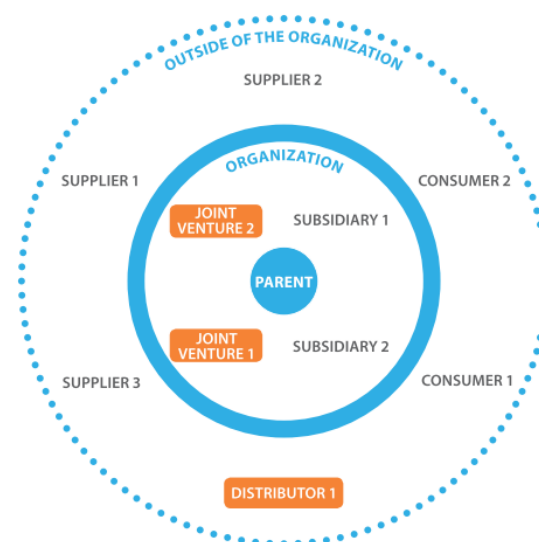
CHILD LABOR



＜排出物＞

組織（連結）**内外**に関連している事例

EMISSIONS



出所：G4 Sustainability Reporting Guidelines, Part2 p.34-5

→バウンダリーが組織内なのか組織外なのか、その両方にかかるのかを峻別し、マネジメントの方法を検討していきます

G3対応の生物多様性補足文書

<http://www.sustainability-fj.org/reference/documents/>



<https://www.globalreporting.org/resource/library/Japanese-Biodiversity-A-GRI-Resource-Document.pdf>

G4 側面:生物多様性

G4 EN11

保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト

G4 EN12

保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述

G4 EN13 保護または復元されている生息地

G4 EN14

事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数。これらを絶滅危険性のレベルで分類する

G4 側面:サプライヤーの環境評価

G4 EN32

環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率

G4 EN 33

サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響(現実的、潜在的なもの)、および行った措置

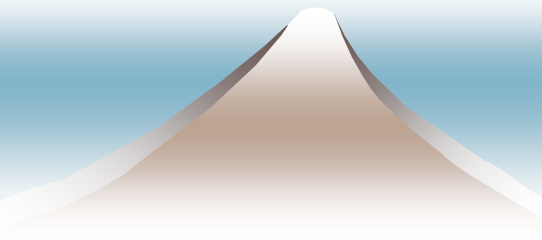
2) ISO26000 SRの定義

組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して、次のような透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任:

- 健康及び社会の福祉を含む持続可能な発展に貢献する。
- ステークホルダーの期待に配慮する。
- 関連法令を順守し、国際行動規範と整合している。
- その組織全体に統合され、その組織の関係の中で実践される。

参考1 活動は製品、サービス及びプロセスを含む。

参考2 関係とは、組織の影響力の範囲内の活動を指す。



5.2.3 社会的責任と組織の影響力の範囲(抜粋)

- ◆ 組織は、自らが正式に、及び又は、事実上、コントロールできる決定及び活動の影響に責任がある(事実上のコントロールとは、組織が法的又は正式にはそのような権限をもたないにしても、他者の決定及び活動を命令するような場合を指す。)。このような影響は広範囲に及ぶ可能性がある。組織は、みずからの決定及び活動に責任を持つだけでなく、場合によっては、関係を持つ組織／他者の行動に影響を与える能力をもつかもしれない。このような場合は、組織の影響力の範囲内と考えられる。
- ◆ 組織の影響力の範囲には、組織のバリューチェーン内における、及びバリューチェーンを超えた関係が含まれる。しかし、組織のバリューチェーンの全てが影響力の範囲にあるとは限らない。影響力の範囲は、組織が参加する公式及び非公式の団体、並びに同業組織又は競争相手を含むことがある。

7.3.3 組織の影響力の範囲

- ◆ 7.3.3.1 組織の影響力の範囲の評価
 - 所有及び統治
 - 経済的關係
 - 法的／政治的権限
 - 世論
- ◆ 7.3.3.2 影響力の行使

6.6.6 公正な事業慣行に関する課題 4: バリューチェーンにおける社会的責任の推進

◆ 6.6.6.1 課題の説明

- ◆ 公的機関を含め、組織は自らの調達及び購入の意思決定を通じて、他の組織に影響力を及ぼすことができる。組織は、バリューチェーンに沿ってリーダーシップ及び指導力を発揮することによって、社会的責任の原則及び慣行の導入及び支援を促すことができる。
- ◆ 組織は、自らの調達及び購入に関する意思決定が他の組織にもたらす潜在的影響又は意図しない結果を考慮し、マイナスの影響が及ばないように、又はマイナスの影響を最小限に抑えるように、しかるべき注意を払うべきである。同時に、組織は社会的に責任ある製品及びサービスの需要を喚起することができる。これらの行為は、法規制を実施し、執行するという当局の役割に取って代わるものと見なされるべきでない。
- ◆ バリューチェーンに含まれるすべての組織が、関連する法規制を順守する責任、並びに自らが社会及び環境に及ぼす影響に対する責任を負う。

7.3 組織の社会的責任の理解

7.3.1 デュー・ディリジェンス

- ◆ 社会的責任という背景の中でのデュー・ディリジェンスは、組織の決定及び活動が及ぼす、実際の及び潜在的なマイナスの社会的、環境的及び経済的影響を回避し、緩和することを目的として、これらの影響を明確化するための包括的で積極的なプロセスである。

 サプライチェーンに対するCSR監査の必要性

加担

- ◆ 加担には、**法的な意味と法的ではない意味**がある。
- ◆ 法的な意味における加担とは、一部の管轄地域では、犯罪のような違法行為と知りながら、又は違法行為をほう(幫)助する意図をもちながら、その違法行為の実行に実質的な影響を及ぼす行為又は不作為を行うこととして定義されている。

加担

- ◆ 法的でない意味においては、加担は、行動に対する広範な社会期待から派生している。このような意味においては、組織は、国際行動規範とは整合しない、又はこれを無視した他者の不法行為で、デューディリジェンスを用いることで、社会、経済又は環境に重大なマイナスの影響を及ぼす可能性があることをその組織が知っていた、又は知っていたはずの違法行為を助けた場合に、加担したものとみなされるかもしれない。また、組織は、こうした不法行為に対して沈黙していた場合、又はこうした不法行為から利益を得た場合にも、加担したものとみなされるかもしれない。

3) マテリアリティから生物多様性を外すことのリスク

～バリューチェーンで起きていること～

NGOの戦略 レピュテーション(世論)の活用

テーマは環境、人権・労働、腐敗防止、何でもあり。

- マレーシアのケース 日立 人権・労働
- インドネシアのケース 紙・パルプ 環境
- タスマニアのケース 三井住商建材 環境
- 中国のケース アップル 環境・労働
- ネスル キットカットのケース 環境・人権
- ユニクロのケース 環境
- マレーシア・サラワク州 腐敗(贈収賄)・環境
- バングラディッシュ縫製ビル崩壊 労働・人権・環境
- インドネシア 石炭火力発電所 人権・環境
- アラスカ 石炭採掘 Jパワー 人権・環境

USA Conflict minerals(紛争鉱物)

- ◆ Financial Reform Act(金融改革法) 1502, 1504 2010.7
- ◆ SEC 規則 2012.08.22

SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION

17 CFR PARTS 240 and 249b [Release No. 34-67716; File No. S7-40-10]

RIN 3235-AK84

CONFLICT MINERALS

AGENCY: Securities and Exchange Commission. ACTION: Final rule.

SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION

17 CFR Parts 240 and 249 [RELEASE NO. 34-67717; FILE NO. S7-42-10]

RIN 3235-AK85

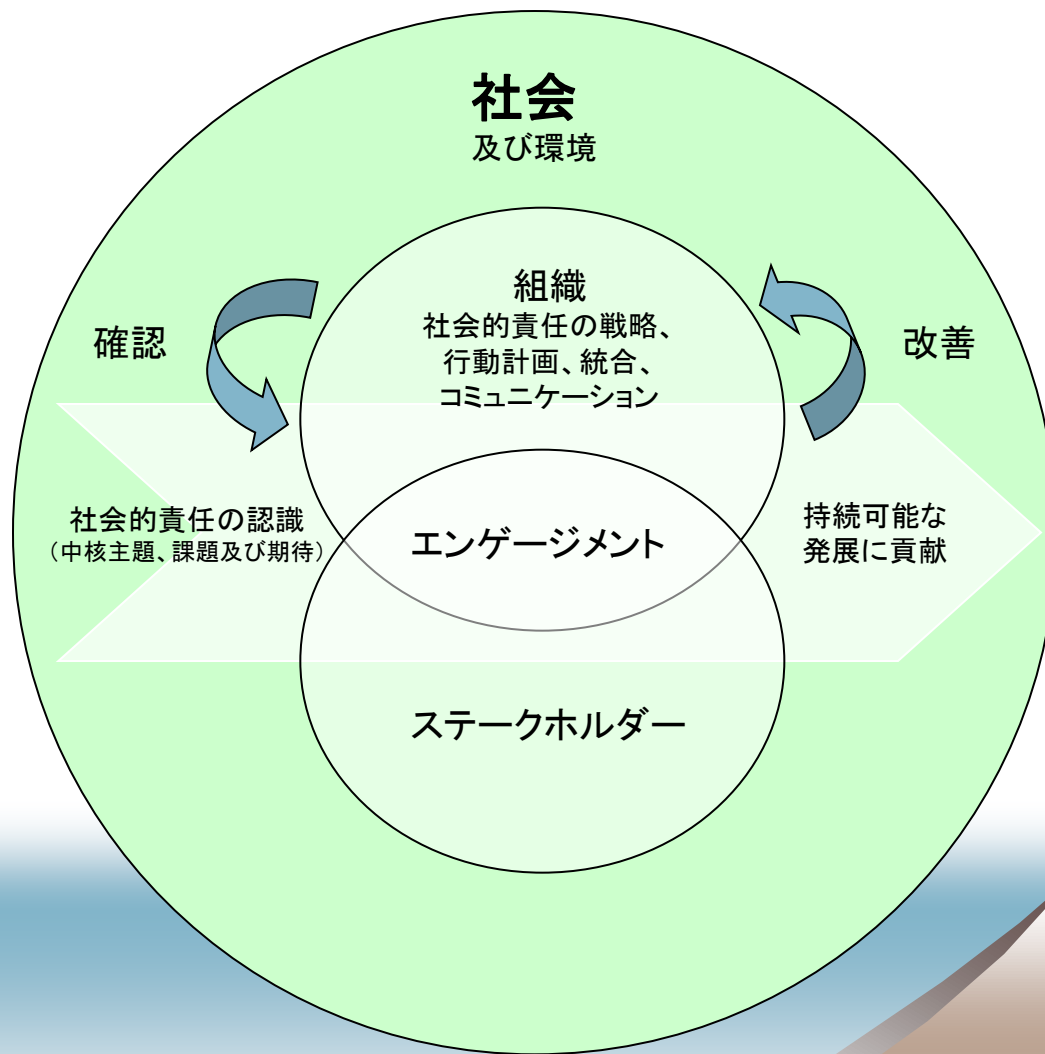
DISCLOSURE OF PAYMENTS BY RESOURCE EXTRACTION ISSUERS

AGENCY: Securities and Exchange Commission. ACTION: Final rule.

- ◆ EICC <http://www.eicc.info/index.shtml>

違法伐採木材製品規制

- US Lacey 法(レーシー法)
- EU Timber Regulation(木材規則)
FLEGT Voluntary Partnership Agreements
(VPAs)
Forest **L**aw **E**nforcement, **G**overnance and
Trade
- オーストラリア(違法伐採禁止法)
An Illegal Logging Prohibition Bill 2012



ご清聴ありがとうございました。

